

競合品目・競合企業リスト

令和6年8月6日

申請品目	ナゾネックス点鼻薬<季節性アレルギー専用> ナザールNX<季節性アレルギー専用>	申請年月日	令和4年10月31日	申請者名	佐藤製薬株式会社
------	---	-------	------------	------	----------

薬事審議会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	エージーアレルカット EXc<季節性アレルギー専用>	東興薬品工業株式会社
競合品目2	フルナーゼ点鼻薬<季節性アレルギー専用>	グラクソ・スミスクライン・コンシューマー・ヘルスケア・ジャパン株式会社
競合品目3	パブロン鼻炎アタック JL<季節性アレルギー専用>	大正製薬株式会社

競合品目を選定した理由

本申請品目は、ステロイド成分であるモメタゾンフランカルボン酸エステル水和物を含有する一般用医薬品の鼻炎用点鼻薬です。

本申請品目と競合すると考えられるステロイド成分を含有する一般用医薬品の鼻炎用点鼻薬の中から、売上高が大きいエージーアレルカット EXc<季節性アレルギー専用>、フルナーゼ点鼻薬<季節性アレルギー専用>、パブロン鼻炎アタック JL<季節性アレルギー専用>を選定しました。

報告上の留意点

- ・ 記載にあたっては、「薬事審議会審議参加規程」及び「審議参加に関する確認事項」の内容を事前に把握すること。
- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 効能及び効果、薬理作用、組成及び化学構造式等の類似性、構造及び原理、使用目的、性能等の類似性、売上高等の観点から、開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」として選定すること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、医薬品にあつては、薬価算定用資料の最類似薬の選定理由等を参考に、簡潔かつ具体的に記載すること。
- ・ 本報告の内容については、部会等においてその妥当性を審議した上で公開するものであること。

以上